

大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について（周知） （令和3年4月8日事務連絡）

1. 全体的な考え方

- 大学設置基準第19条第1項に規定しているとおり、大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則である。
- ただし、平成19年の「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」（19文科高第281号）において通知しているとおり、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が直接雇用していない当該大学以外の教育施設等の被雇用者を活用して授業を実施することも認められること。
- このような授業を行う場合には、例えば、
 - ①授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
 - ②大学の授業担当教員の各授業時間の指導計画の下に実施されている
 - ③大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
 - ④大学の授業担当教員による成績評価が行われるなど、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。
- 以上の考え方について、各大学が直接雇用していない個人事業主を活用して授業を実施する場合においても当てはまることに留意すること。

2. 請負契約等の活用に係る留意点

- 大学が、請負契約等を活用するなどして、授業担当教員以外の者を活用して授業を実施する際には、教育関係法令（学校教育法、大学設置基準等）や労働関係法令（職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示等）の規定に則して実施しなければならない。
- 請負契約等を活用する場合には、契約内容について関係法令の違反がないか確認するとともに、疑義がある場合は、文部科学省や管轄の都道府県労働局に適宜相談するなど、関係法令に則した適切な対応をとること。
- なお、大学の職員（教員を含む。）とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者であると解しており、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った事業者には雇用されて当該校務に従事する者や、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った個人事業主については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、職員には当たらず、したがって、学校教育法上授業担当教員となることができると解される講師（非常勤も含む）として発令することはできない。そのため、そのような者に対して、「非常勤講師」等学校教育法上授業担当教員となることができると解される職名と同一の呼称を用いることは、学生等の誤解を生む恐れがあることから適切な呼称を用いること。

○大学の質保証を担保した上で請負契約による授業を行うことについて

■大学の質保証(教育関係法令の観点)

- ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
- ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
- ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

■偽装請負等の禁止(労働関係法令の観点)

- ・請負契約等の性質上、大学から請負契約等先の企業の被雇用者や個人事業主に対して指揮命令をすることはできないことに留意することが必要
- ・契約先が企業である場合、請負契約等の性質上、事前に大学側が企業に対して個別的・具体的に希望する外部講師を指定することは不可能であることに留意することが必要

両立

○専任教員が指導計画等を立てる

○同計画等に基づき、請負契約において、委託業務（語学授業等）の詳細を定める

○専任教員は授業の実施状況を把握するとともに、成績評価を行い、単位を認定

【想定される例】

・英語の授業全体を専任教員が進行しつつ、コミュニケーション部分を外部講師に担当させる

・実験や演習の授業について、分析機器や実験機器の操作・説明を外部講師に担当させる

等

**大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施する際(特に請負契約等による場合)は、
以上2つの観点を踏まえ、各大学において適切な実施体制を構築することが求められます。**

【重要】

大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点を改めて周知します。関係各位におかれては、お目通しくださいますようお願いします。

事 務 連 絡

令和3年4月8日

各国公私立大学担当部局 御中

文部科学省高等教育局大学振興課

大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の
留意点について（周知）

各大学においては、教育研究活動の実施に当たり、必要な人材の確保に努めていただいているところですが、今般、一部の大学において、大学が直接雇用していない者に実質的に授業科目を担当させるという不適切と思われる事案がありましたので、大学が直接雇用した教員ではなく請負契約や準委任契約等（以下「請負契約等」という。）を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について、改めて下記のとおり周知します。各大学におかれては、引き続き適切な対応をお願いします。

記

1. 全体的な考え方

- 大学設置基準第19条第1項に規定しているとおり、大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設することが原則である。
- ただし、平成19年の「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」（19文科高第281号）において通知しているとおり、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が直接雇用していない当該大学以外の教育施設等の被雇用者を活用して授業を実施することも認められること。
- このような授業を行う場合には、例えば、

①授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている

②大学の授業担当教員の各授業時間の指導計画の下に実施されている

③大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している

④大学の授業担当教員による成績評価が行われる

など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

- 以上の考え方について、各大学が直接雇用していない個人事業主を活用して授業を実施する場合においても当てはまることに留意すること。

2. 請負契約等の活用に係る留意点

- 大学が、請負契約等を活用するなどして、授業担当教員以外の者を活用して授業を実施する際には、教育関係法令（学校教育法、大学設置基準等）や労働関係法令（職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示等）の規定に則して実施しなければならない。
- 請負契約等を活用する場合には、契約内容について関係法令の違反がないか確認するとともに、疑義がある場合は、文部科学省や管轄の都道府県労働局に適宜相談するなど、関係法令に則した適切な対応をとること。
- なお、大学の職員（教員を含む。）とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務に従事する者であると解しており、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った事業者には雇用されて当該校務に従事する者や、請負契約等により大学の校務の一部を請け負った個人事業主については、学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではないため、職員には当たらず、したがって、学校教育法上授業担当教員となることができると解される講師（非常勤も含む）として発令することはできない。そのため、そのような者に対して、「非常勤講師」等学校教育法上授業担当教員となることができると解される職名と同一の呼称を用いることは、学生等の誤解を生む恐れがあることから適切な呼称を用いること。

【参照条文】

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第九十二条 ①・② （略）

③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

④～⑩ （略）

○大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）（抄）

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 （略）

【参考資料】

○「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」

（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000078287.pdf>）

【本件担当】

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

代 表：03-5253-4111（内 3338）

Mail: daigakuc@mext.go.jp